北京大野木マイツ・天津大野木マイツニューズレター2015年4月号

担当: 平出•王

小規模薄利企業の税収優遇政策

中国政府は「中小企業は国民経済の発展と市場繁栄を促進する重要な力である。」として中小企業、とりわけ『小規模薄利企業』の発展を促進するために、この数年間に一連の税収優遇政策を打ち出してきています。また、本年2月25日には国務院総理李克強の主催により開催された国務院常務会議において、さらなる「税金軽減策」を推し進めていくことが決議されています。

外資系企業(駐在員事務所は適用外)もこれら小規模薄利企業の要件に合致すればこれらの優遇政策を享受することができます。

1. 小規模薄利企業に対する企業所得税優遇政策

(1) 企業所得税法本法に規定する軽減税率

現行の企業所得税法上、以下の条件を満たす 小規模薄利企業は、20%の軽減税率(原則 25%) を適用することができます。(企業所得税法第 28条、同法実施条例第 92条)

- ①工業企業(製造業):年間課税所得金額 30 万元以下、従業員人数 100 名以下、資産総 額 3000 万元以下の企業
- ②その他企業:年間課税所得金額 30 万以下、 従業員人数 80 名以下、資産総額 1000 万以 下の企業

なお、非居住企業は除くとされています。

(2) 企業所得税の半額徴収(期間限定)

上記(1)の軽減税率の優遇措置に加え、2015年1月1日から2017年12月31日までの3年間については、年間課税所得金額が20万人民元以下の企業は、課税所得金額を2分の1にしたうえで20%の軽減税率で税額を計算することができます。《小型微利企業所得税優遇政策に関する通知》(財税「2015」34号)によりまでとされています。

上記優遇政策適用の条件である課税所得金額が2011年までは3万人民元、2012年から2013年までは6万人民元、2014年は10万人民元とされていました。

(3) 企業所得税優遇政策享受のための手続

上記条件に適合する小規模薄利企業が当該 優遇政策を受けるにあたり、予定申告と年度確 定申告を行う際に申告書類に優遇政策適用後 の税額を記載して申告をすることとされてお り、申告前に税務当局の承認や特別な届出等を 行う必要はありませんが、年度確定申告時には 従業員人数、資産総額等の情報を申告手続き時 に備案登録する必要があります。

2. その他の税収優遇政策

月次申告実施企業は月間売上高が3万元以下、四半期申告実施企業は四半期売上高が9万元以下の「小型微型企業」に対しては流通税についても負担減措置がとられています。

(1) 増値税・営業税及び流通税附加費の免除

2014年10月1日~2015年12月31日までの期間において、月間売上3万元以下の増値税小規模納税人と営業税納税人は、増値税或いは営業税を免除するとされています。(財政部と国家税務総局2014年9月25日公布《小型微型企業に対する増値税・営業税の政策をさらに推進する通知》

(2) 政府性基金の免除

①流通税附加税費の優遇政策

2015年1月1日から2017年12月31日までの期間、「小型微型企業」に対して教育費附加、地方教育附加、水利建設基金、文化事業建設費等が免除されます。

②障害者就業保障金の優遇政策

工商登記日から3年以内に身障者の雇用が規定割合に達していない企業であっても従業員人数が20人以下の「小型微型企業」については、障害者保証金の納付が免除されます。

(《小型微型企業に対する政府性基金に関する 課税・免税に関する通知》(財税「2014」122 号))

なお、上記優遇政策の適用にあたっては各地の 税務局担当者の解釈や取り扱いが異なる可能性が ありますので、実際の適用にあたっては所轄税務 局に確認をしたうえで対応してください。